

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

- 配達、代金回収、チラシ告知等の会社の強みを生かし、定期的に地元企業の商品を販売していく流れを作る。
- 定期的に現場の長が配達業務の流れの確認や GPS を利用した配達管理を行い、効率的な配送ルートの作成及び業務改善を行う。
- グリーン化への取組として電動自転車の導入を検討する。
- 古紙回収を定期開催することで、リサイクルを推進していく。
- 従業員に認知症サポーター養成講座を受講させる。また、新聞購読者の新聞が3日溜まった段階で状況確認を行い、必要に応じて役所等に報告する仕組みを構築する。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- 約束手形の利用の廃止に向けて、現金払いや電子記録債権への移行に取り組んでいます。また、お客様への手集金の廃止に向けて、口座振替、オンライン決済等も順次エリアごとに進めています。
- 協力企業の商品販売は、相場に基づき合理的に依頼・交渉します。

2022年12月14日

有限会社佐藤新聞舗

企 業 名

代表取締役 佐藤 兵馬

役職・氏名